参考資料1

第7回 建設業の一人親方問題に関する検討会（参考資料）

１．一人親方に関するこれまでの取組（参考資料）

「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」について

国土交通省

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。　※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計１０６団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体（82団体）

(一財) 中小建設業住宅センター
(一社) 建設産業専門団体連合会 ○
(一社) 建築開口部協会
(一社) 住宅生産団体連合会
(一社)消防施設工事協会
(一社) 情報通信エンジニアリング協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
(一社) 全国クレーン建設業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 全国建設業協会 ○
(一社) 東京建設業協会
(一社) 全国建設産業団体連合会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国建設室内工事業協会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会
(一社) 全国鐵構工業協会
(一社) 全国道路標識・標示業協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 鉄骨建設業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ウェルポイント協会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本運動施設建設業協会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本基礎建設協会
(一社) 日本橋梁建設協会
(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) 日本グラウト協会
(一社) 日本計装工業会
(一社) 日本建設業経営協会
(一社) 日本建設業連合会 ○
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(一社) 日本建設組合連合
(一社) 日本建築板金協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
(一社) 日本左官業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本シヤッター・ドア協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 日本造園組合連合会
(一社) 日本造園建設業協会
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
(一社) 日本電設工業協会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 日本鳶工業連合会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
(一社) 日本屋外広告業団体連合会
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) フローリング協会
(一社) マンション計画修繕施工協会
(公財) 建設業適正取引推進機構
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 全国鉄筋工事業協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
全国板硝子工事協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国建設労働組合総連合 ○
全国建具組合連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全日本板金工業組合連合会
ダイヤモンド工事業協同組合
日本外壁仕上業協同組合連合会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体（8団体）

(一財) 建設業振興基金
建設業労働災害防止協会
(公財) 建設業福祉共済団
(公社)全国ビルメンテナンス協会
全国社会保険労務士会連合会
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

大臣官房会計課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
不動産・建設経済局建設業課
不動産・建設経済局建設市場整備課（事務局）

発注者団体（16団体）

(一社)全国住宅産業協会
(一社)日本ガス協会
(一社)日本経済団体連合会
(一社)日本建築士事務所協会連合会
(一社)日本自動車工業会
(一社)日本電機工業会
(一社)日本民営鉄道協会
(一社)不動産協会
(一社)不動産流通経営協会
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(公社) 日本建築家協会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本建築積算協会
電気事業連合会
日本商工会議所

オブザーバー（地方関係団体）

全国市長会
全国知事会
全国町村会

行政関係機関

厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課
職業安定局雇用保険課
職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
雇用環境・均等局勤労者生活課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
年金局事業管理課
日本年金機構　厚生年金保険部

◎：会長　○：副会長（4）

働き方自己診断チェックリストの運用方法（１／２）

R4.4.1ガイドライン改訂
参考資料

事前説明

働き方自己診断チェックリスト（以下、チェックリスト）の記入を依頼する際に、以下の趣旨と注意事項を事前に説明すること。

趣旨

適切な施工体制台帳の作成や労災保険料の算出のため、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認するため。

注意事項

チェックリストを記入する際には、実態に即して記入すること。

ケース１　施工体制台帳を作成する工事での確認

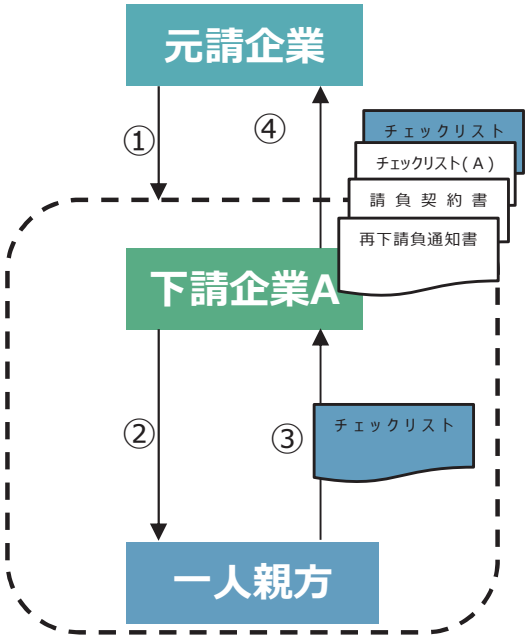

① 元請企業は施工体制台帳の作成建設工事の通知時に②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方と請負契約を締結する場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。

② 一人親方と直接、請負契約を締結する企業（以下、Ａ企業とする）は、一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。

③ 一人親方は請負契約を締結する前の見積時に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、Ａ企業に提出する。

④ Ａ企業は一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書、Ａ企業及び一人親方が記入したチェックリストを元請企業に提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注者を通じて元請企業に提出する。

⑤ 元請企業は請負契約書とチェックリストの内容を確認するとともに、現場入場等の機会を通じて一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。

⑥ 契約書の内容が建設工事の完成を目的とした契約で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はＡ企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

働き方自己診断チェックリストの運用方法（２／２）

R4.4.1ガイドライン改訂
参考資料

ケース２　施工体制台帳の作成を要しない工事での確認

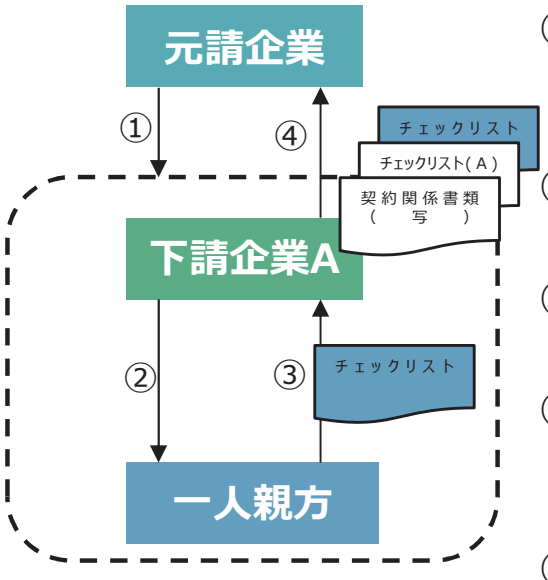

① 元請企業は見積依頼の際に、一人親方に工事を依頼する下請企業がいる場合は②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方に見積依頼を行う場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。

② 一人親方と直接、注文書及び請書による相互交付を行う企業（以下、Ａ企業とする）は一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。

③ 一人親方は見積を依頼された際に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、Ａ企業に提出する。

④ Ａ企業は見積書を元請企業に提出する際に、一人親方から提出された契約関係書類の写し、Ａ企業及び一人親方が記入したチェックリストを提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注企業を通じて元請企業に提出する。

⑤ 元請企業はチェックリストと契約関係書類の写しの内容を確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。その結果、建設工事の完成を目的とした作業で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はＡ企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- 契約関係書類の写しとは、A企業と一人親方の間で交わされた見積書、基本契約書、注文書や請書を想定している。
- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

ケース３　新規入場者教育等での確認

① 元請企業は新規入場者教育時の新規入場者調査票等で一人親方かそうでないかを確認する。
② 一人親方には「働き方自己診断チェックリスト」で働き方を確認し、チェックリストの提出を求める。
③ チェックリストに多く該当する場合は、A企業に対して雇用契約の締結等を促す。

補足

- ◆ 直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。
- ◆ 施工体制台帳の作成を要する工事の場合はケース１またはケース３のいずれかを選択する。施工体制台帳の作成を要しない工事の場合はケース２またはケース３のいずれかを選択する。

2. 実態調査の結果からみる今後の課題

一人親方の働き方の現状（建設企業を対象とした調査結果：働き方自己診断チェックリストの活用状況等）

国土交通省

○ 「ほとんどの工事で活用している」と回答したのは１割未満であり、約７割の事業者がそもそもチェックリストについて知らないと回答
○ 活用しない理由として約40%の企業が、「一人親方がチェックしているから」と回答

（建設許可業者の）チェックリストの活用・認知状況等

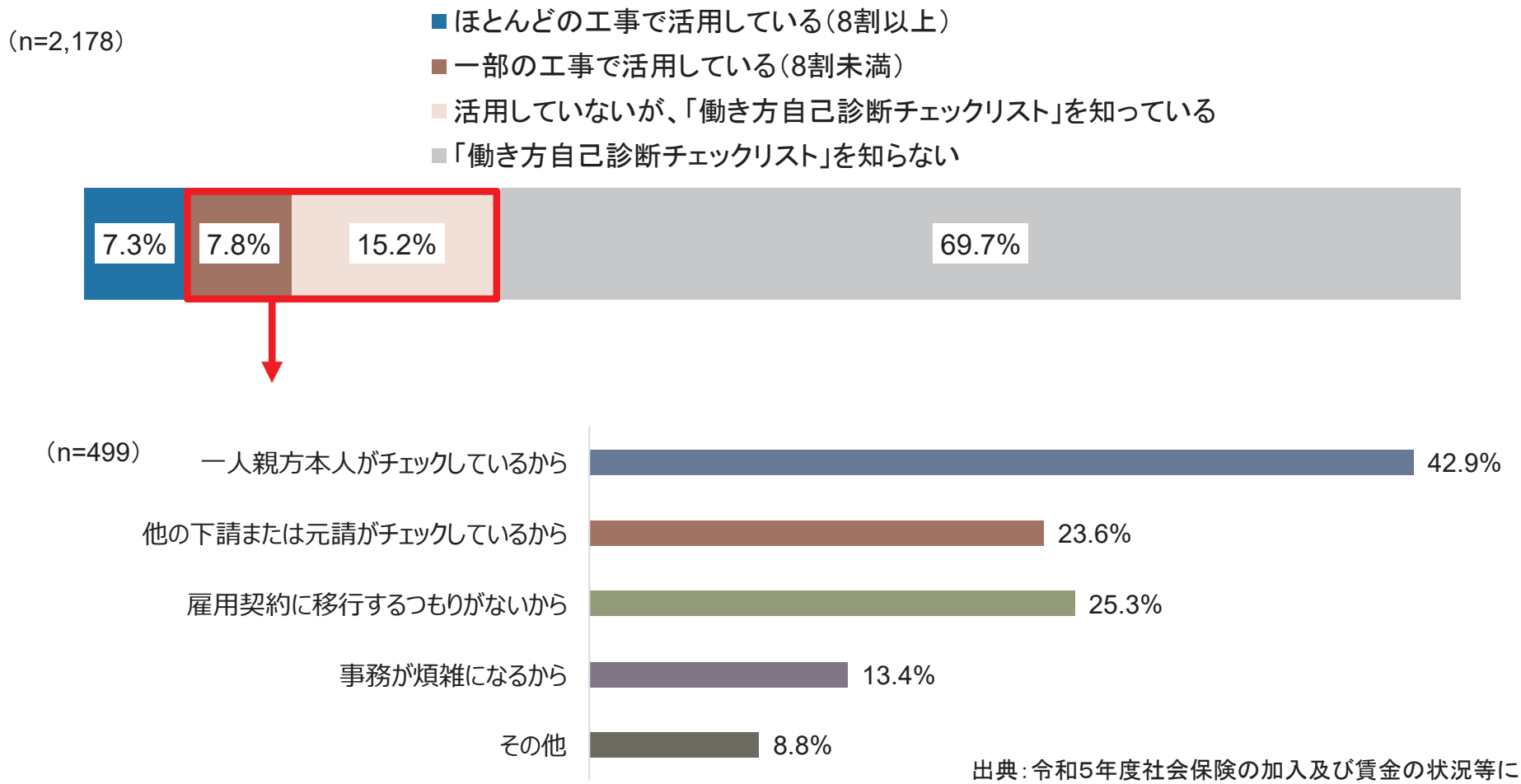

出典：令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

一人親方の働き方の現状（一人親方本人を対象とした調査：現場の種類ごとの実態）

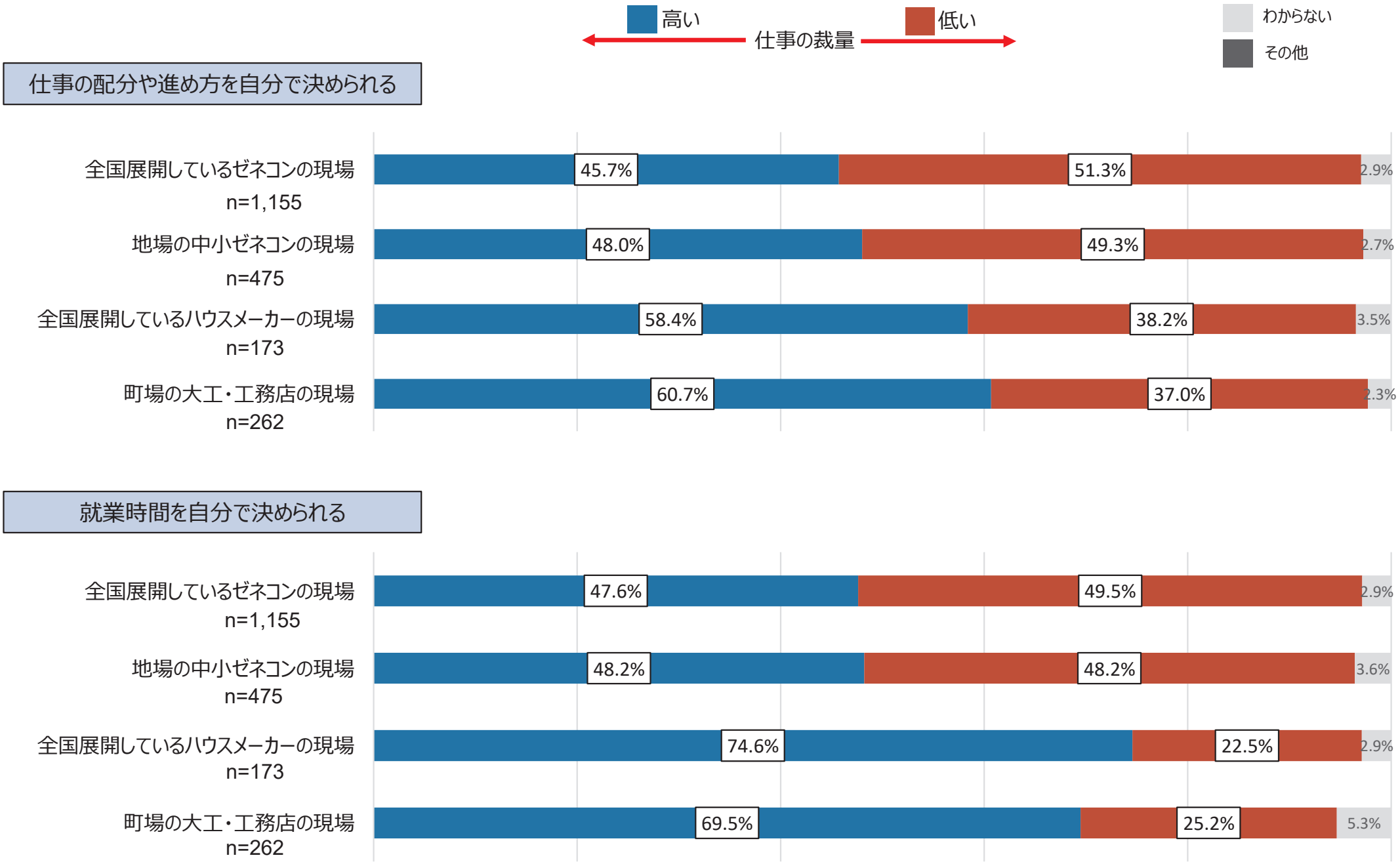

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方の働き方の現状（一人親方本人を対象とした調査：現場の種類ごとの実態）

国土交通省

報酬の決められ方

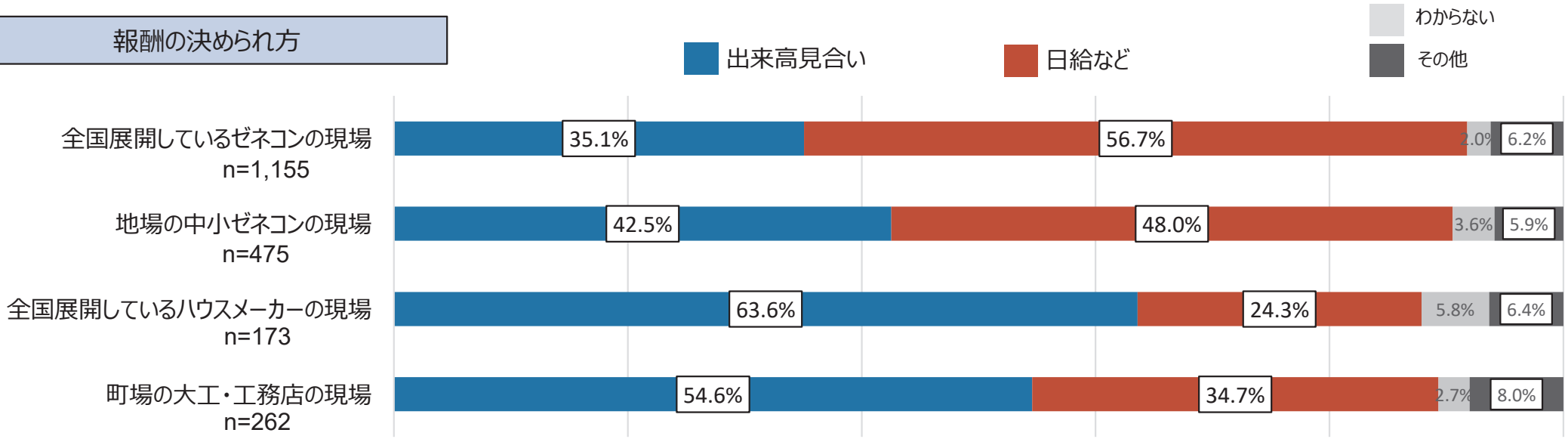

同種の雇用労働者との報酬の比較

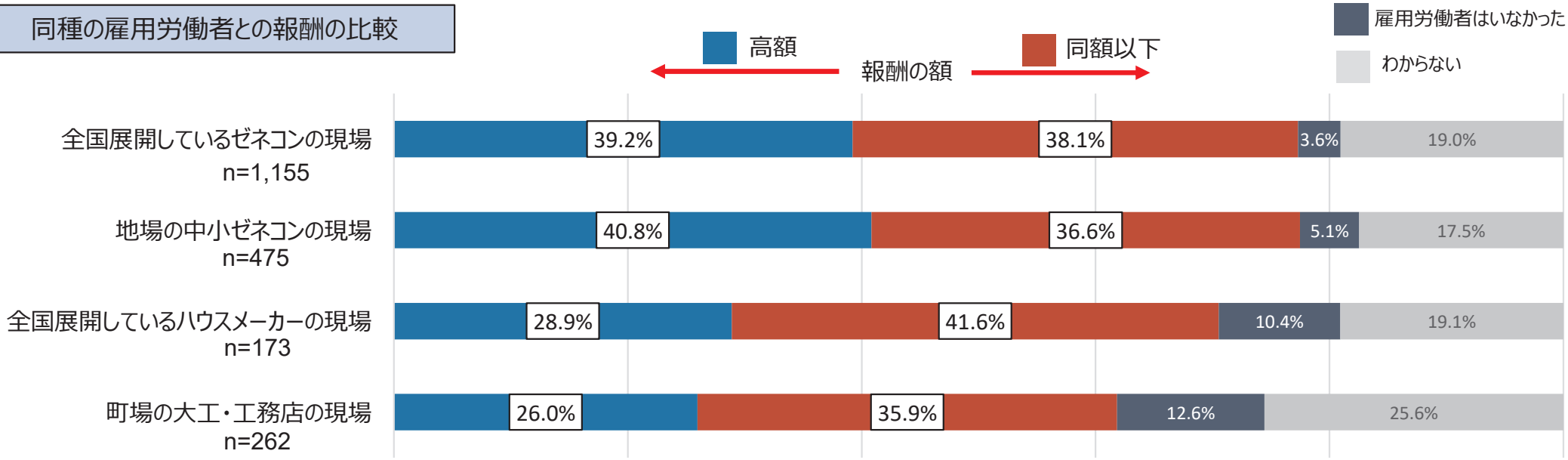

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方の働き方の現状（一人親方本人を対象とした調査：主な業務別の実態）

国土交通省

仕事の配分や進め方を自分で決められる

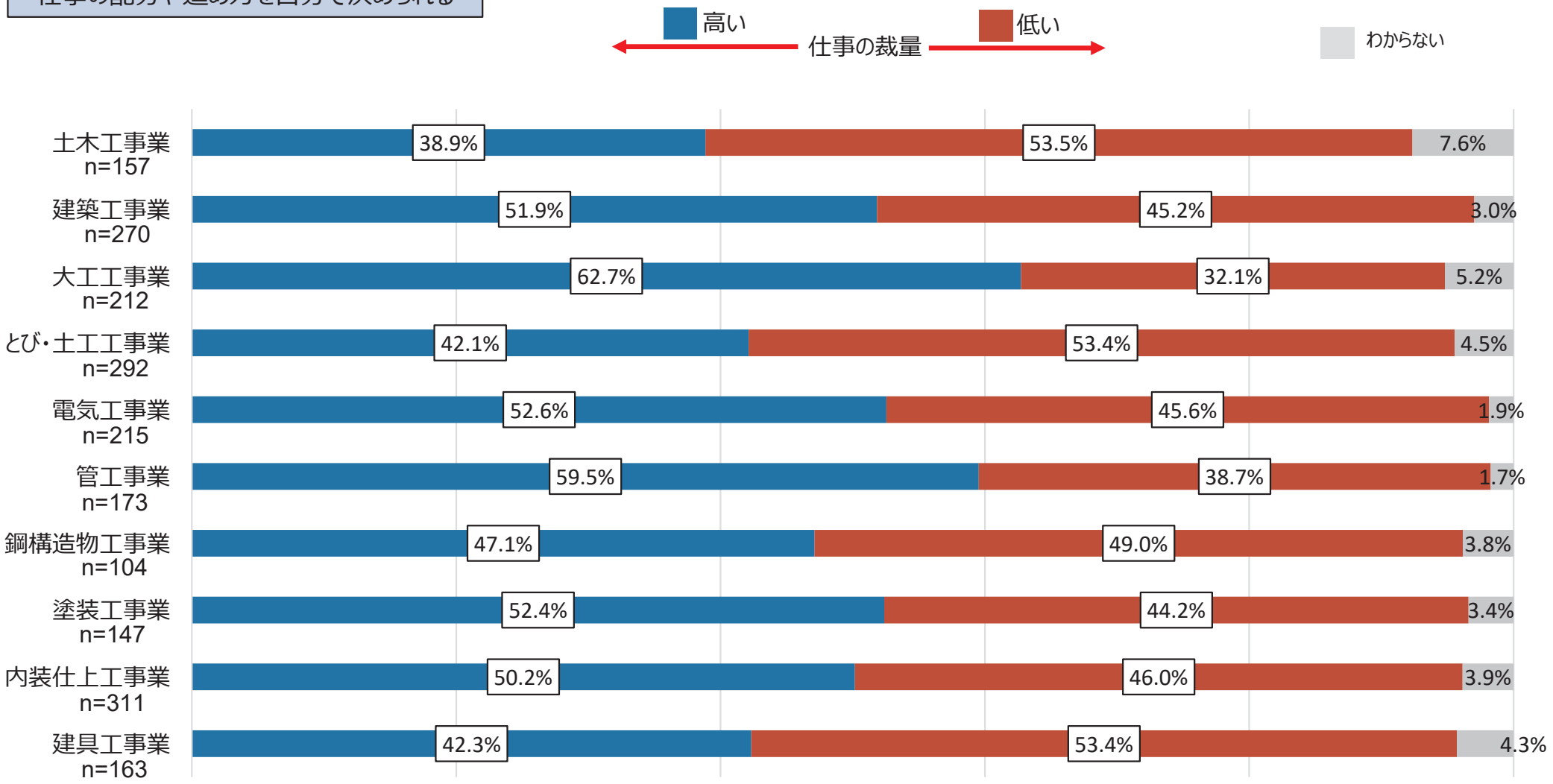

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方の働き方の現状（一人親方本人を対象とした調査：主な業務別の実態）

国土交通省

就業時間を自分で決められる

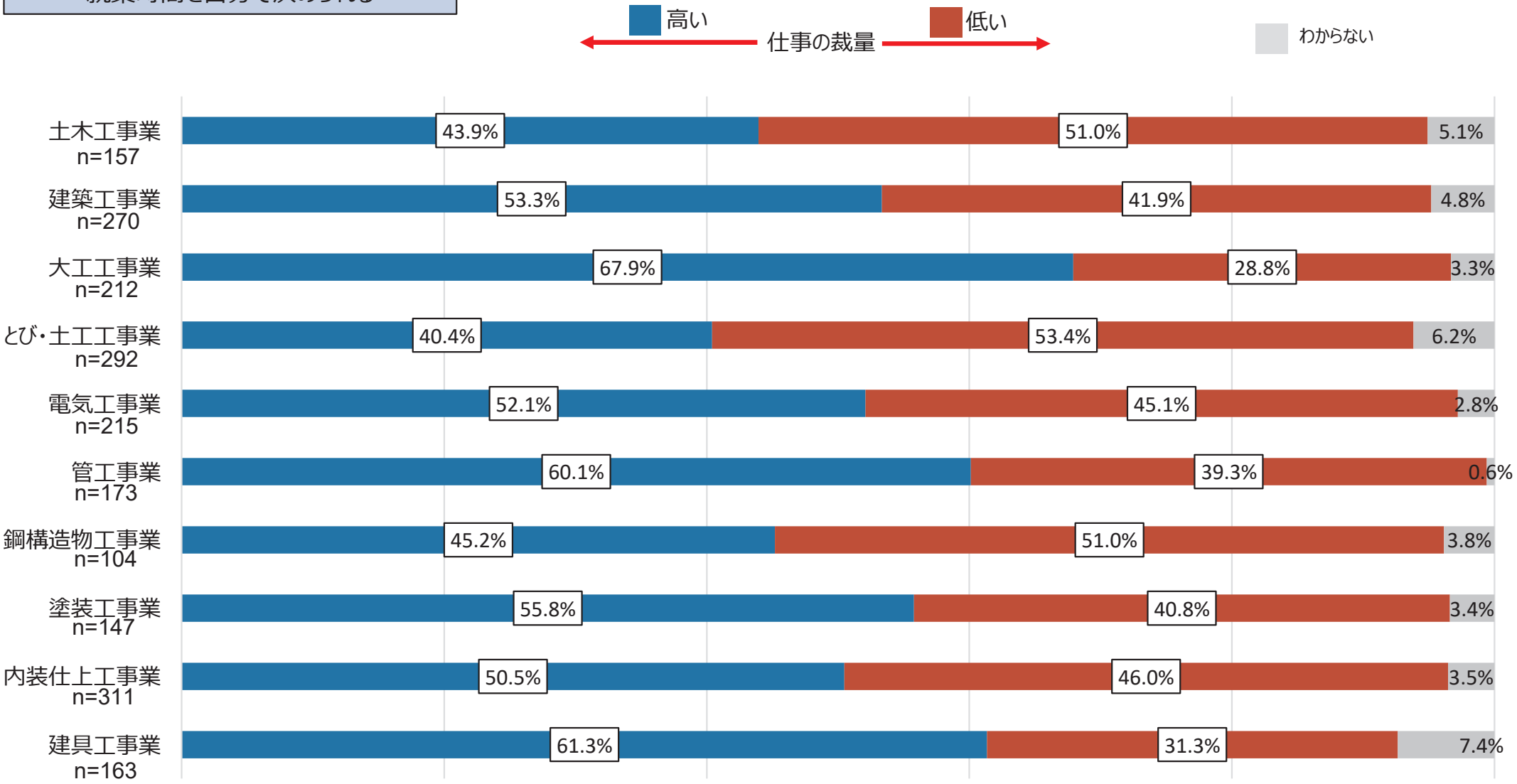

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方の働き方の現状（一人親方本人を対象とした調査：主な業務別の実態）

国土交通省

報酬の決められ方

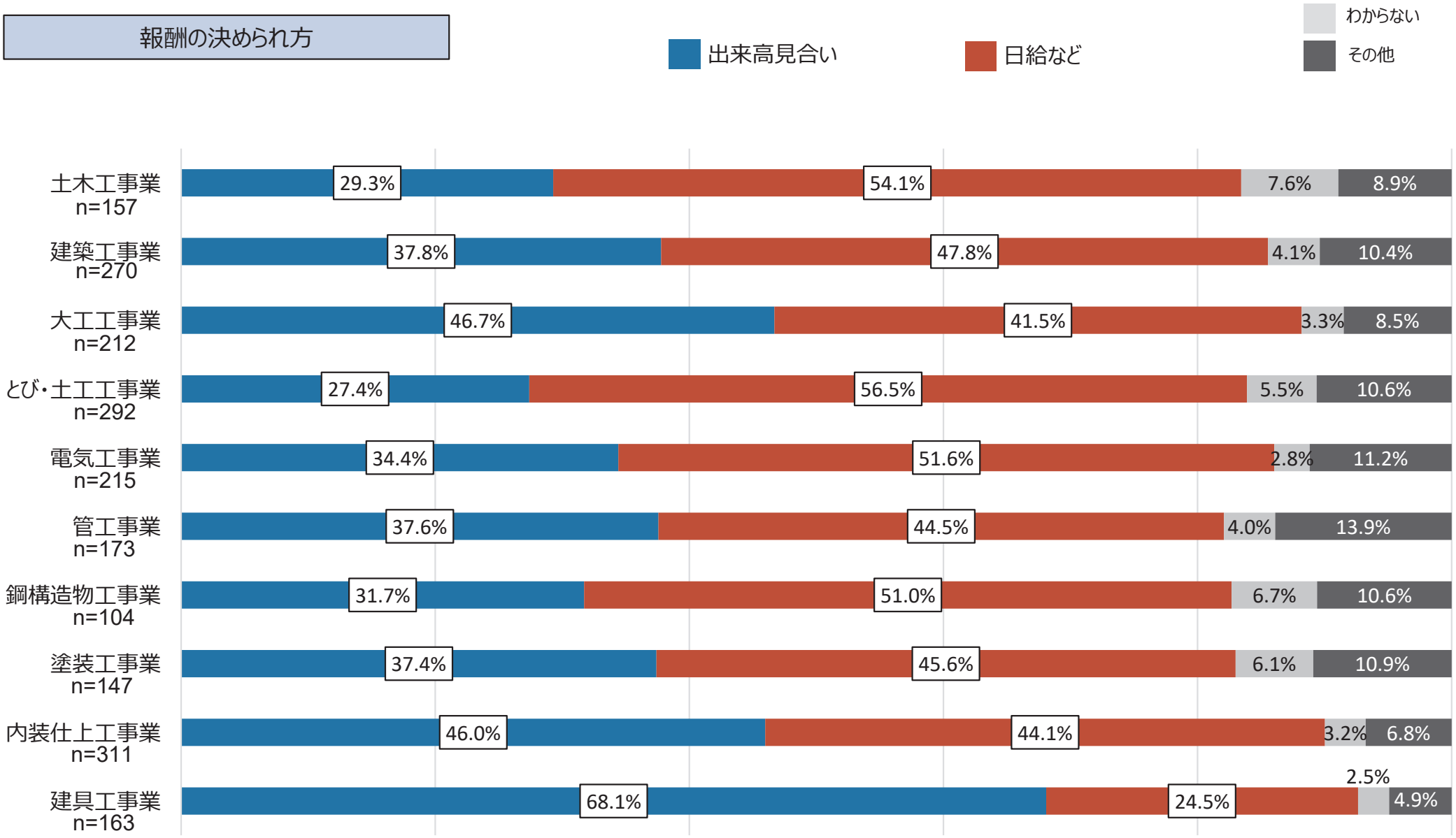

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方の働き方の現状（一人親方本人を対象とした調査：主な業務別の実態）

国土交通省

同種の雇用労働者との報酬の比較

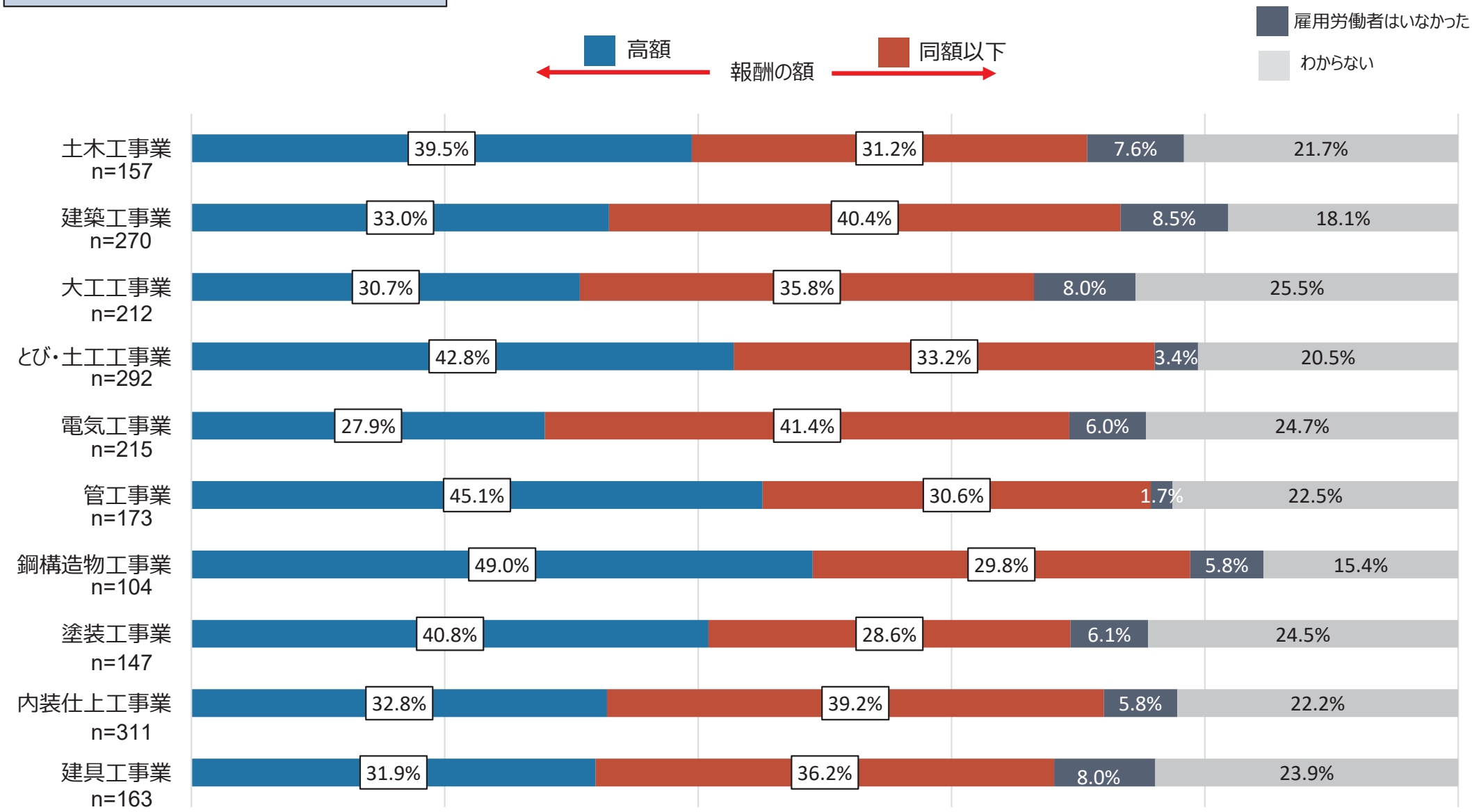

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

中建審・基本問題小委員会における社会保険に関する議論

国土交通省

中建審基本問題小委においては、建設業の持続可能な発展のための、将来の担い手の確保および適正な請負代金による工事の実施等を目的として、適切な社会保険加入の促進や法定福利費の確保について議論された。

【抜粋】中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会　中間取りまとめ（R5.9.19）

今般の基本問題小委員会では、上記のような問題意識の下、請負契約の透明化による適切なリスク分担、**適切な労務費及び法定福利費（以下「労務費等」という。）の確保**や賃金行き渡りの担保、魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上などの分野を中心に審議を行い、その結果を踏まえ、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策を以下のとおり、とりまとめる。

適切な労務費等の確保や賃金行き渡りを阻害し、出血競争による共倒れを招きかねない不当な安値での受注を排していくこと、その他、**適切な労務費等の確保や賃金行き渡りを担保する措置を講じていくことが必要**である。

下請契約における適切な労務費等の確保のため、**標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進すべき**である。

賃金の支払実態の「見える化」に関して、公共工事・民間工事を問わず、下請も含めた受注者における賃金の支払状況や社会保険加入状況を技能労働者の配置、施工体制等と併せて確認するための方策についても検討すべきである。このため、まずは**国土交通省の直轄工事をはじめとする公共工事において、元請業者及び下請業者が発注者に技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示**を行った上で、その情報について請負契約の適正化を推進する主体である建設業を所管する行政庁に共有することで、**賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討すべき**である。その際、対応する事業者の事務作業が過大とならないように考慮するとともに、技能労働者の賃金及び社会保険加入状況が誰にどのように開示されることが適切か整理した上で、民間工事も含めた取組の波及を検討すべきである。

さらに、実際に**適正な賃金が技能労働者に行き渡っているか、社会保険に加入しているかについて、ICT活用等により簡易に確認できる仕組みを検討すべき**である。

加えて、技能労働者が自身の能力・資格や経験等に応じた賃金の支払いがなされているかを確認できる仕組みもあわせて検討すべきである。